

### ■労働関係指標

完全失業率	2月の完全失業率(季節調整値) <b>2.5%</b> (前月比0.1ポイント上昇)	有効求人倍率	有効求人倍率(季節調整値) <b>1.58倍</b> (前月比0.01ポイント低下)
就業者数 (季節調整値)	<b>6,646万人</b> (前月比51万人増加)	定期給与	現金給与総額(原数値) <b>261,319円</b> (前年同月比0.9%増)

## トピックス 1. 時間外労働・休日労働に関する協定(36協定)の基礎知識

4月1日より全国の労働基準監督署に「労働時間改善指導・援助チーム」を編成し、長時間労働を是正するための監督指導を強化することが発表されました。そこで今回は、36協定が適切に届出・運用されているか、改めて確認をしてみたいと思います。

### Point1 36協定とは

法律上労働時間の長さは週40時間以内、1日8時間以内に制限され、休日については、毎週少なくとも1回あるいは4週間を通じて4日以上の日を与えなければならないとされています。36協定は、この法定労働時間(休日)を超えて労働させても協定の範囲内であれば、労基法違反に問われないという効果を持ちます。事前の労使協定、届出が必要となりますが、この効力は労働基準監督署へ届出ることにより発生します。

### Point2 延長時間の限度

36協定では1日及び1日を超える一定期間について延長できる時間を定めます。一定期間ごと、時間外労働させることができる上限には次のとおり制限があります。

期間	1週間	2週間	4週間	1か月	2か月	3か月	1年間
限度時間	15時間	27時間	43時間	<b>45時間</b>	81時間	120時間	<b>360時間</b>

※限度時間は期間が長くなるにつれ時間数が逓減します。1年間≠540H(45H×12か月) 1年間=360H

※限度時間には、法定休日を含みません

※1年単位の変形労働時間制は限度時間が異なります

### Point3 特別条項

繁忙期等に、限度時間を超える時間外労働が見込まれる場合は、特別条項付きの協定を締結することにより上記の限度時間を超える時間とすることが可能です。特別条項は臨時的事情がある場合に限られ、次のポイントを抑える必要があります。

- |                             |                |                       |
|-----------------------------|----------------|-----------------------|
| ①年6回まで                      | ②臨時的事情を具体的に定める | ③労働時間をできる限り短くするように努める |
| ④限度時間超の割増賃金の率は25%超とするように努める |                |                       |

### Point4 労使協定における労働者の過半数代表者の選出

労使協定を締結するにあたり、労働者の過半数代表者の選出方法が適正でない場合、届け出た36協定は無効となります。抑えるべきポイントは、次のとおりです。

#### ①管理監督者でないこと

労働条件の決定や労務管理について経営者と一体的な立場にある人は労働者代表にはなれません。

#### ②すべての労働者を対象としていること

正社員だけでなく、パートやアルバイトも対象としたうえで過半数代表とならなければなりません。

#### ③民主的な手続きがとられていること

投票、挙手、労働者による話し合い等の民主的な手続きが必要です。使用者が指名する等は認められません。

## 今後の時間外労働規制厳格化に向けて

まずは36協定が適切に運用されているかの確認も必要ですが、政府が掲げている働き方改革の一つである時間外労働の規制厳格化への動向も注視しなければなりません。これから国会で審議される法案には、限度時間違反企業への罰則や、特別条項による時間外労働時間に年720時間(=月平均60時間)の上限規制を設けることなどが盛り込まれています。

今回の36協定再確認により不明点や改善点等ありましたら、弊社担当者までお問合せください。

## Topics 2. 年度更新のポイント

### Point1 労働保険の年度更新

労働保険料（労災保険料・雇用保険料）は、毎年4月から翌年3月までを保険年度としてその1年間に支払われた賃金の総額に保険料率をかけ、算出します。社会保険のように毎月納付するのではなく、1年分の保険料の概算と確定した保険料とを精算し、翌年分の概算保険料の申告と合わせて年に一度納付します。これを「年度更新」と呼び、毎年6/1～7/10までに管轄の労働基準監督署へ申告をします。

### Point2 保険料の変更

平成30年度の雇用保険料率は29年度の料率を据え置き、一般の事業では9/1000のままとなります。

<平成30年度の雇用保険料率>

事業の種類	保険料率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	9/1000	6/1000	3/1000
農林水産・清酒製造の事業	11/1000	7/1000	4/1000
建設の事業	12/1000	8/1000	4/1000

<平成30年度の労災保険料率>

労災保険料率は、それぞれの業種の過去3年間の災害発生状況などを考慮し原則3年ごとに改訂しています。平成30年度においては、全54業種中20業種で引き下げ、3業種で引き上げが行われました（据え置きは31業種）。

事業の種類ごとの労災保険料率は厚生労働省のサイトから確認することができます。

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11401000-Roudoukijunkyokuroudouhoshoubu-Rousaikanrika/0000188912.pdf>

### Point3 手続き上のポイント

雇用保険料率は変わりませんが、労災保険料率が変更される業種があるため、該当する事業については確定と概算が異なることにご注意ください。

## 編集後記《皐月》 モナコ・マイスター

新しい年度が始まり一ヶ月が過ぎ、気候も暖かくなり過ごしやすい季節になってきましたね。

そんなこの時期に私は毎年楽しみにしていることがあります。それは「モナコグランプリ」です。

モナコグランプリとは、毎年5月にモナコ公国で開催されるF1世界選手権レースです。このレースは通常のサーキットを使用せず、モナコの市街地を通る公道をコースとして使用するため、コース全体が非常に華やかでありF1のシンボルともいえる名物レースとなっています。

この華やかに見えるレースですが、F1世界選手権レースの中でも非常

## Topics 3. 優れすぎて、試行錯誤？

日本の医療レベルと健康保険制度は、国際的に高い評価を得ています。国民皆が、良質な医療サービスをリーズナブルな自己負担額で受けられることが、国際的に知られていると言えます。

そして残念ながら、外国人がそこにつけこんだケースが数多く報道されています。例えば、日本で勤務する外国人が、本国に住む「家族」を扶養に入れたうえで、病気治療のため一時的に日本に呼び、高度な医療を受けさせたと、3割または上限額までの自己負担のみを支払って、「家族」は帰国させるというものです。さらには、日本の健康保険制度に加入するために日本に滞在する外国人すら出現しています。具体的には、日本で起業する手続きをとって「経営・管理ビザ」による中長期滞在資格を取得し、協会けんぽ等に加入するのです。これを請け負うブローカー／専門家が存在します。

この現状を重く見た日本政府は、対応策を取り始めました。本年3月に、厚生労働省／日本年金機構は、海外居住の家族の扶養認定を受ける場合の条件を、一気に厳しくした内容を発表しました。これまでは、基本的に被保険者の自己申告に任せていましたが、今後は①現況申立書、②身分関係の確認ができる公的書類、③生計維持関係の確認ができる書類の添付が求められるようになりました。一見すると税扶養と揃えたとも思えますが、①で税扶養認定にはない書類（現況申立書）の作成が求められ、③では送金確認書類のみならず、被扶養者の収入状況の証明書まで求められていますので、税扶養認定より厳しいとすら言えます。収入状況の公的な証明書は存在しない国も多数ありますので、実務的にどのように扱われていくか、留意が必要となります。

これは悪用されるケースを防ぐためではありますが、海外に扶養家族のいる日本人、日本に単身赴任する外国人企業幹部なども、影響を受けてしまうこととなります。日本の優れた制度も、国際化の波の中で、試行錯誤を避けられない時代になってきました。

国際業務推進チーム・ディレクター 米国税理士 成田元男

に難易度の高いレースとも言われています。なぜならコース幅が非常に狭く、ドライバーは高い運転技術が要求され、またマシンにも負担をかけやすくマシントラブルも多いので、マシン調整もより慎重に行う必要があるからです。

そんなF1屈指の難易度を持つモナコグランプリですが、アイルトン・セナやミハエル・シューマッハ等は、このレースで複数回優勝しており、そんな彼らは「モナコ・マイスター」と呼ばれています。

どんな状況下でも己の力を引き出し最高の結果を出してこそ、真のプロフェッショナル。

私もモナコ・マイスターと呼ばれる彼らのような真のプロフェッショナルになれるよう、これからも日々精進していきたいと思えます。（邦）



Facebook 随時更新★



いいね! お待ちしています♪

Facebookにて最新情報をお届けしております <https://www.facebook.com/arcandpartners>

